

第 168 回 福島県都市計画審議会

日時 平成 26 年 7 月 25 日 (金)
時間 午後 1 時 30 分より
場所 杉妻会館

(事務局)

それでは、定刻となりましたので、只今より第 168 回福島県都市計画審議会を開催いたします。

本日の審議会の開催にあたりまして、委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めさせて頂きます福島県都市計画課の荒川と申します。どうぞよろしくお願い致します。

初めに、事務局より傍聴人の方に申し上げます。お配り致しました福島県都市計画審議会傍聴要領の内容を遵守いただきまして審議会を傍聴されますようお願い致します。

次に、委員の皆様配布しております資料のご確認をお願い致します。まず次第、それから第 168 回福島県都市計画審議会議題、議案書、資料 1 (議案第 1981 号)、資料 2 (議案第 1982 号) よろしいでしょうか。次に、審議会の開催に先立ちまして、人事異動により新たに就任されました委員の方をご紹介します。なお、新たな委員名簿につきましては、議案書の 11 ページに記載してございますのでご覧下さい。東北運輸局長の長谷川伸一委員におかれましては人事異動により退任されまして、後任には、永松健次委員が新たに就任されました。続きまして、福島財務事務所長の山崎秀寿委員におかれましては人事異動により退任されまして、後任には、宮木偉喜委員が新たに就任されました。本日は所用により欠席されております。

続きまして東北地方整備局長の小池剛委員におかれましては人事異動により退任されまして、後任には縄田正委員が新たに就任されました。本日は所用のため、代理として、東北地方整備局郡山国道事務所長の原田吉信様にご出席いただいております。

ここで、福島県土木部都市担当次長 鈴木典弘よりご挨拶申し上げます。

(鈴木次長)

土木部都市担当次長の鈴木でございます。昨年度までは、都市計画課長として携わり大変お世話になりました。引き続きよろしくお願い致します。

それでは、本年度第一回目の福島県都市計画審議会の開催にあたり、ご挨拶申し上げます。委員の皆様には、ご多忙の中、暑い中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

また、日頃より、本県の都市計画行政の推進につきましてご支援を頂いておりますことに、心から感謝申し上げます。

震災から三年四ヶ月余りが経過しましたが、これまで、公共インフラの復旧を始め、本年秋に入居開始となる復興公営住宅や、県土づくりの礎である道路、さらには、本県の未来を創造する拠点施設の整備など進めてまいりました。県といたしましては、今年を、新しい福島県の輪郭を明らかにし、これを形作っていく「新生ふくしま胎動の年」として位置づけまして、復興の流れをより大きく、より確かなものとするよう、全力で取り組んでいるところであります。

さて、本県の都市政策につきましては、人口減少等の状況変化を踏まえ、基本理念である「都市と田園地域等との共生」に基づく都市づくりを進めていくこととしまして、中通り、会津地方の都市計画区域マスタープランについて、昨年度末の本審議会で御審議をいただいた上で、五月に見直しを行ったところであります。今後、浜通りの見直しを進めてまいる考えでありますので、引き続き、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今回の審議会においては、県南都市計画区域における都市計画道路の変更及び建築基準法第51条ただし書きによる許可である特殊建築物の敷地の位置について、審議をお願いしているところでございます。

委員の皆様には、それぞれご専門の立場から、忌憚の無いご意見を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、議事に移らせていただきます。福島県都市計画審議会会議運営規則第5条に基づきまして、審議会の議長は、会長がこれにあたることとなりますので、山川会長、よろしく願いいたします。

(議長)

それでは、時間まで、議長を務めさせていただきます。最初に、委員の皆様には議事録作成の都合等によりまして、慣例上、ご発言の際にはまず委員の議席番号、氏名から発言していただくとともに、円滑な議事進行にご協力いただきますようよろしくお願い致します。

それではまず、次第をご覧いただきたいと思っております。本日は議案が2件です。報告事項の1件を予定しております。

次に、議案書をお開きいただき、1ページをご覧下さい。本日御審議いただく

議案は、福島県知事から当審議会に諮問ありました 2 件です。都市計画法第 21 条第 2 項で準用する同法第 18 条第 1 項の規定に基づく議案が、議案第 1981 号の県南都市計画区域における「県南都市計画道路の変更について」の 1 件、建築基準法第 51 条の規定に基づく議案が、議案第 1982 号「特殊建築物の敷地の位置について」の 1 件であり、合計 2 議案となっております。

次に、出席委員数をご報告いたします。出席委員数は、13 名、うち代理出席者 3 名でございます。これは福島県都市計画審議会条例第 7 条第 2 項に定める定足数に達しておりますので、本議案の審議は成立しております。次に、議事録署名人を定めたいと思いますが、これは慣例に従い、議長から指名させていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議ないようですので、ご指名申し上げます。7 番の加藤満喜子委員、19 番の山口乃子委員の二人をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、議事の審議に入らせていただきます。まず、議案第 1981 号「県南都市計画道路の変更について」事務局より説明願います。

(事務局)

はい。福島県都市計画課の加藤でございます。よろしくをお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、スクリーンをご覧ください。なお、スクリーンと同じのものを、お手元の資料 1 にまとめておりますので、こちらの 1 ページをお開き下さい。議案第 1981 号県南都市計画道路の変更について、路線は、3.3.102 号白河中央線、3.4.103 号西郷搦目線、3.4.105 号白河駅棚倉線、3.5.108 号昭和町桜町線、3.3.115 号白河西郷線、3.5.106 号白河駅白坂線の 6 路線が対象となります。

2 ページをご覧ください。3.3.102 号白河中央線の概要を説明します。

なお、3.4.103 号西郷搦目線以下 4 路線につきましては、白河中央線に交差する道路で交差点形状の変更に伴い、幅員が変更となるものです。

3 ページをご覧ください。これは、県南都市計画区域の総括図であります。赤色の線が白河中央線です。この道路は、街なかを走る国道 294 号のバイパスとして計画され、白河市南部の、工業団地と住宅団地が併設された「新白河ライフ&ビジネスパーク」の入口を起点として白河市の中心部を縦断し、東北自動車道白河スマート IC のアクセス道との交差点を終点とする延長 5,960m、4 車線、標準幅員 25m で平成 7 年に都市計画決定されています。これに交差する道路として、白河駅を起点とする「白河駅棚倉線」、これは国道 289 号です。市

の中央部を横断する幹線街路「西郷搦目線」、現在の国道 294 号で、街なかを走る「昭和町桜町線」、それと白河駅の北側で「白河西郷線」、「国道 4 号」でございいますが、4 つの幹線街路があります。

4 ページをご覧ください。白河中央線の主な変更内容を説明させていただきます。まず、本路線の見方ですが、黄色と薄赤色に囲まれた部分が既に都市計画決定されているルートで、黄色の部分廃止しまして、赤色の部分を追加変更するもので部分でございます。左下に書かせてもらいましたが、主な変更内容ですが、1 つ目が、ルートの変更であります。起点部においては、民間による住宅開発計画や土地区画整理事業の廃止など、沿線の土地利用が変更したことで、現道を有効利用できることになったことより、また、国指定史跡である小峰城址の指定区域を避ける必要があることから、2 カ所のルートを見直します。2 つ目は、幅員、車線数の変更です。白河市内で、長期間未着手のままであった都市計画道路について将来交通量や、道路網の機能の見直し調査を行った結果、少子化等や社会情勢の変化による人口減少等や一般県道を含めた外環道路、中央部を横断する幹線街路等に交通を分散させることにより、本路線の将来交通量が減少することから、車線数を 4 車線から 2 車線へ、標準幅員も 25m から 15m へ縮小いたします。3 つ目は、交差点形状の変更であります。当初、本路線では、③の白河駅棚倉線(国道 289 号)の交差点と⑥白河西郷線(国道 4 号)との交差点は、渋滞を避けるため立体交差とする計画でしたが、これを平面交差とします。④西郷搦目線及び⑤昭和町桜町線(現国道 294 号)の交差点は、地下歩道を設置する予定でしたが、幅員が縮小されたことにより平面交差に変更します。4 つ目でございますが、道路構造の見直しであります。当初、トンネル箇所が 2 箇所計画されていましたが、⑦の箇所は、幅員の減少により掘削幅が縮小することから、トンネル工から開削工へ変更します。詳細については、後で説明します。これらにより、当初延長 5,960m、4 車線、標準幅員 25m から延長 6,200m、2 車線、標準幅員 15m に変更するものでございます。

5 ページをご覧ください。変更箇所の詳細を説明します。まず、起点部ですが、黄色の部分が当初計画路線で、赤色に変更、茶色が現道です。変更する路線は、ほぼ現道を活用することになり、赤色と茶色が重なっています。当初計画では、起点を「新白河ライフ&ビジネスパーク」の南側の市道交差点として L 字型の形状として、北進するルートとなり、現道付近に計画されていた民間開発の住宅団地予定地を避けて、現道東側の山側に新たに 4 車線の道路の計画でした。住宅団地の計画が廃止なったことから、赤線の変更ルートでは、現道敷を有効活用した山裾を走るルートに変更し、起点は「新ライフ&ビジネスパーク」の入口交差点の右折レーン始点部を起点に変更します。

6 ページをご覧ください。これは、起点から 2km 付近の白河駅棚倉線との交差

点付近です。当初、本交差点の形状は、本路線が橋梁となり、立体交差となる計画でしたが、車線数の減少や、地元住民の要望により平面交差として、既設市道敷を活用したルートに変更します。

7 ページをご覧ください。これは、起点から 3.5km 付近の西郷搦目線との交差点付近です。青色で囲まれた部分が白河市指定文化財である「白河藩大名家墓所」の区域です。当初計画では、切土開削すると法面が墓所区域にかかってしまうことから開削工を避け、トンネル工の計画でありましたが、幅員が 10m 狭くなり、開削する切土の法面が縮小されるということで、墓所区域に影響しないことがわかりましたので、トンネル工から、切土開削工に変更するものです。また、中央部の谷津田川から昭和町桜町線との交差点部間 L=300m においては、市街地内の道路として、早急に整備する必要があったため、既に整備済みであります。

8 ページをご覧ください。これは、起点から 4.5km 付近で、JR 東北本線立体交差及び、阿武隈川橋梁付近です。青色で囲まれた部分が国指定史跡である「小峰城址」の区域となっております。以前は、市指定史跡として小峰城周辺区域のみが指定とされており、当初ルートは、重ならなかったのですが、平成 22 年に国の指定となり、平成 26 年 3 月の追加指定で、青色で囲まれた部分まで広がってしまいますので、本線と重なってしまうことから、これを避けて、現道敷を活かしながらルートを東側に変更するものです。

9 ページをご覧ください。これは、東北自動車道白河中央スマート IC のアクセス道路と交差する終点部付近です。当初、白河西郷線、いわゆる国道 4 号との交差点は、本路線が橋梁となり、立体交差する計画でしたが、車線数の減少や地元住民の要望、国道 4 号を管理する国土交通省との協議により平面交差といたしまして、現道を活用したルートに変更します。

10 ページをご覧ください。当初計画の標準横断は、車道幅員 3.25m の片側 2 車線で 6.5m が両側 2 カ所、中央分離帯 2m、自転車歩行者道 4.5m が両側 2 カ所で、全幅員 25m でございました。変更では、車道幅員 3.25m が 2 車線で、6.5m、3.5m の自転車歩行者道が両側 2 カ所、全幅員 15m となります。

11 ページをご覧ください。続きまして、白河中央線に交差する幹線街路 4 路線の説明をいたします。起点側の③番の交差点です。3.4.105 号白河駅棚倉線は、白河市郭内より白河市関部まで、市内南部の重要な幹線街路であり、南会津地方といわき市を結ぶ国道 289 号の一部です。白河中央線との交差点が、立体から平面に変更となるため、位置も東側へ変更となることから、延長 115m 間の幅員が 22m から 18m へ変更します。

12 ページをご覧ください。④番の交差点です。3.4.103 号西郷搦目線は、西郷村大字米から白河市結城まで、市内中央部を横断する重要な幹線街路として

計画されています。当初、白河中央線との交差点に、地下歩道を計画していましたが、白河中央線の幅員が狭くなったため、横断歩道に変更となることから、地下歩道への入り口建屋、幅が 4.5m の 2 カ所削除され、延長 111m 間の幅員が 29m から 20m へ変更します。

13 ページをご覧ください。⑤番の交差点です。3.5.108 号昭和町桜町線は、白河市大手町より白河市明戸までの街なかを通る道路で、沿道に歴史的な施設を残す国道 294 号の現道です。こちらも、地下歩道から横断歩道に変更となることから、地下歩道への入り口建屋の 2 カ所の削除と歩道幅員、植樹帯等の変更により、延長 100m 間の幅員が 23m から 18m へ変更になるものでございます。

14 ページをご覧ください。⑥番の交差点です。3.3.115 号白河西郷線、国道 4 号は、白河中央線との交差点が、立体交差から平面交差に変更になり、現道を活用するため、交差位置も東側に変更します。これにより、横断を見直したところ、歩道と中央帯、路肩幅員が変更になり、延長 157m 間の幅員が 36m から 31m へ変更します。

15 ページをご覧ください。引き続き、3.5.106 号白河駅白坂線の説明をいたします。

16 ページをご覧ください。先ほどの白河中央線の西側で、白河駅から白河中心部を南北に縦断する路線です。全体延長 2,040m、幅員 12m で、駅前広場 6,000m² が含まれています。起点の白河駅から約 420m 間は、平成 26 年 3 月に供用開始しています。今回の変更区間は、その先、延長 180m 区間となります。

17 ページをご覧ください。図の左側が起点の白河駅で、既に供用整備中の区間となります。中央を上下に流れている谷津田川の橋梁部から、西郷搦目線の交差点までの延長 L=180m、幅員 20m の計画を西側、図では下側へ、線形を変更するものです。

18 ページをご覧ください。図の黒線が当初決定区域の線でございます。赤が変更する線です。谷津田川に架かる土橋は、平成 10 年の谷津田川豪雨災害で被災し、平成 13 年に原位置に架け替えられました。当初計画では、幅員 20m の橋梁を設置するため、現況の土橋は撤去する必要があります。未だ 13 年しか経っていない新しい橋なので、有効利用できないかということで検討しており、また、地元からの強い要望もあることから、歩道として残し、有効に活用することになりました。したがって、本橋梁は、片側の歩道を無くし、幅を狭くしていますが、道路法線を西側にふって、都市計画決定範囲の変更を行う必要があります。また、土橋を歩道として含めるため、橋梁部の都市計画幅員は、20m から 32m に拡大となります。

19 ページをご覧ください。これは、標準横断図となっています。車道全幅 9m、両側歩道 4m、1.5m の両側路肩、1.5m の植樹帯を両側に設置しまして、全

幅 20mとなっています。以上で資料の説明を終わります。

次に、議案書の説明を行います。議案書の 2 ページをお開きください。議案第 1981 号、県南都市計画道路の変更について、都市計画道路中 3.3.102 号白河中央線ほか 5 路線を次のように変更するものでございます。種別、幹線街路、名称、番号、3.3.102 号、路線名、白河中央線、位置につきましては、起点終点とも住所が変わったものですからその部分が変わります。起点は白河市白坂字新一里段というところでしたが、変更後の起点が白河市白坂三輪台、終点は変わりませんが、白河市大字豊地字弥次郎が白河市豊地弥次郎に変わります。主な経由地も字が取れただけでございます。

区域といたしまして、延長は約 5,960m から約 6,200m、車線数は当初決定では記載していなかったものですから 2 車線となります。幅員が 25m から 15m、構造形式の内訳につきましては、嵩上式と書いてありますが、嵩上式につきましては、今回無くなりますので 25m から「なし」ということとなります。地下式、これはトンネルになりますが位置が、白河市字三本松山から字が取れまして白河市三本松山、終点も字が取れまして、白河市字菅生館から白河市菅生館でございます。それと延長 470m から 10m 伸びまして約 480m に伸びる訳でございますが、これは詳細設計を進めたところ、数 m の誤差が生じ、10m 単位で記載しますので、約 480m となっております。また、幅員につきましては 25m から 14.5m となっております。それとその下の地表式でございます。切土や盛土区間になります。区域としての延長が約 4,650m、これが約 5,720m です。幅員につきましても、地表式区間は 25m から 30m、変更では 13m から 30m になります。

また、地表式の区間における鉄道等との交差の構造につきましては、白河駅棚倉線の立体交差 白河西郷線の立体交差が無くなりまして、平面交差になることと、1 路線の廃止路線がございましたので、合計、幹線街路と平面交差 5 箇所、JR 東北本線の立体交差は前と変わりませんので、1 箇所となっております。

3 ページをご覧ください。幹線街路 3.4.103 号西郷掬目線については、一部区間の幅員の変更でありますので、都市計画決定上の幅員変更はありません。幹線街路 3.4.105 号白河駅棚倉線については、一部区間の幅員の変更でありますので、都市計画決定上の幅員変更はありませんが、起終点の位置の名称が変更になり、字がなくなって大字もなくなることから変更させていただきます。当初、車線数および車線の数の内訳が記載されていなかったことから、今回車線数を 2 車線、2 車線区間が 5,740m、4 車線区間が 2,870m と記載させていただきました。また、地表式の区間における鉄道等との交差の構造で、白河中央線との立体交差が平面交差になったことと、既存幹線街路が廃止となったことで、交差箇所が 1 箇所減になったことから、幹線街路と平面交差 11 箇所に変更します。幹線街路 3.5.108 号昭和町桜町線については、一部区間の幅員の変更であ

りますので、都市計画決定上の幅員変更はありませんが、終点の名称における番地は必要ないことから、削除します。

4 ページをご覧ください。幹線街路 3.3.115 号白河西郷線については、一部区間の幅員の変更でありますので、都市計画決定上の幅員変更はありませんが、終点の名称が変更になっていたため変更しました。こちらも字がなくなるだけでございます。

また、地表式の区間における鉄道等との交差の構造において、今回、白河中央線との立体交差が平面交差になったことや、既存の幹線街路道場小路金勝寺線との交差点が平面交差から立体交差になっていたことから、幹線街路白河中央線との立体交差を削除し、幹線街路道場小路金勝寺線との立体交差を追加変更します。また、なお書きの備考の記述を基準に基づき、変更しました。

5 ページをご覧ください。理由につきましては、先ほど資料で説明いたしましたので、省略させていただきます。

6 ページをご覧ください。参考として、都市計画の案の縦覧及び意見書の提出状況についてご説明いたします。白河中央線ほか 4 路線につきましては、平成 26 年 6 月 24 日から平成 26 年 7 月 8 日まで案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。同じく、白河駅白坂線についても平成 26 年 6 月 24 日から平成 26 年 7 月 8 日まで案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。以上で説明を終わります。

(議長)

それでは、只今の説明についてご質問、ご意見はございませんか。

(17 番 宮本委員)

17 番の宮本です。この都市計画の道路の変更については、計画決定されたのが平成 7 年という説明でした。それからかなり経済情勢が変わり、少子化も進んでいるということで全体の計画の見直しが図られたということだと思います。そういう意味では、現実的な見直しになったのだらうなと私は説明を聞いて思います。どうしても、この当時ですと、どちらかというところ開発優先という考え方が強かったと思うのですが、そういう点では、どこでもそうなんですけど、都市計画道路を改めて今、見直しを図るという事は非常に重要な課題なんだろうなと思っています。先日、議会の商工関係で、喜多方の町中の都市計画道路の見直しをして、そして、歩いて町中を巡れるようなまちづくりをやっているというところを見てまいりました。都市計画道路そのものも幅員も少し減少して、むしろ、あまり道路そのものを大きくするのではなくて、町中で人が歩きやすいようなそういうまちづくりを、まちづくりの中心に据えて道路計画の見

直しをやってというような説明がありまして、町の中に人が集まっているという状況がありました。これは非常に重要な見直しであり、まちづくりとしてもこれから発展してほしいなと思って変更された町の中を見てまいりました。白河市も城下町ですから、その城下町のまちづくりを生かした道路の見直しという観点で今回のような変更がされたのだらうと思います。そういう点では適切な判断だったのだらうと思います。意見として申し上げておきたいと思います。先程、ヨーロッパの話で何かありますかと言われましたけど、実は、最後の日にオーストリアのウィーンの街なかで若干時間があったので見てきました。非常に歴史的な建造物が、そのまま保存、維持されるためのまちづくりの努力はすごいものがあるなど。しかし、見る者を感動させるものがあるんですね。町の中にずっといたいなというそんな気分になるんですよ。やっぱり古い街なみというのは人に感動を与えるものがあると思います。ですから、少しまちづくりの観点を変えて、そういう観点で改めて、まちづくりの見直しが図られていくことは非常に好ましいことだと思いますので意見として申し上げておきたいと思います。

ただ、交差点は平面交差になる、あるいは、地下歩道も平面になるという事ですので、そのための安全対策だけはしっかり取っていく必要があると思います。

(議長)

はい。ありがとうございます。他ご意見いかがでしょう。はい。どうぞ。

(3番 佐藤委員)

3番 佐藤玲子です。意見ではなくお願いなのですが、資料1の10ページの資料などを拝見しておりますと、道路幅が25mから15mになるというのに、図面の上と下、変更前と変更後で、スケールが違うので、見た目は同じにしか見えてこないというのはちょっと訴え方に工夫が必要かと思いました。工夫があるかなど。やはりスケールを同じにして、例えば、中央線を合わせる。そうすると、どのように狭くなったかが一目瞭然にわかる。

それから、その他の11ページ以降の図面も横断面がそれぞれスケールが違うので、すべて縮尺を同じにさせていただくと、いかに狭くなったかを目に訴えることができるので、分かりやすいかと思いますので、意見ではなくお願いという事でよろしく願いいたします。

(議長)

事務局は資料を修正しますか。

(3番 佐藤委員)

そこまでは、求めません。

(議長)

ずっと残るものですから。

(3番 佐藤委員)

県民が見た時は、その方が見やすいかと思います。

(17番 宮本委員)

私も思いました。

(事務局)

次回から十分検討してやりたいと思います。

(議長)

他いかがでしょう。はい。どうぞ。先に荒委員。

(11番 荒委員)

11番 荒です。19年前の計画ですか。19年前に計画があったということですか。

(議長)

はい。よろしいですか。どうぞ。

(事務局)

19年前の計画でございまして、今回、着手されていなかった、未着手の都市計画道路でございまして、こちらを再調査して、検討していく中、その中で若干の見直しが生じたという事でございます。

(11番 荒委員)

ありがとうございます。19年前にやるべきことが出て、今回着手されるとい

う事ですけど、最後は橋以外ですね、ここ以外を抜いた全工事費はいったいどれ位になるのでしょうか。縮小した計画での掛かる費用はいかほどか。

(事務局)

全体事業費では、180億でございます。

(11番 荒委員)

ありがとうございます。私は、縮小に修正された印象を同じように受けています。しかし、震災で福島県は大変な費用がかかっているわけで、縦割りで費用の計算を考えるのではなくて、ぜひ、最優先の事項に集中的に使っていただきたいという事をずっと思っていたものですから、今回、この道路に着手することなのか、それとも、もっと最優先するところがあるのか、そういう検討は必要ではないかと思います。以上です。

(議長)

ご意見という事でよろしいですか。

(11番 荒委員)

はい。

(議長)

事務局で何か、回答することがあれば。

(事務局)

この路線の整備によって復興にも役立つという観点からお話しをしたいと思いますけど、この路線につきましても、白河市を始めとしまして沿線住民からは震災復興を担う重要な路線と認識して要望されているところでございます。それとライフ&ビジネスパークと白河スマート IC を結ぶ路線ということで、その間の移動時間もかなり短縮されまして、震災で物流も途絶えたというところや、あるいは、企業誘致等も効果が期待できるところでございます。また、終点部には白河厚生病院が移転しておりまして、緊急時の搬送時間の短縮にも寄与される路線と認識しております。

(議長)

よろしいですか。はい、それでは品川委員。お願いします。

(4番 品川委員)

4番 品川です。時間がかかる計画だけによく変更されたなど。まず敬意を表したいと思います。いつ、変更しないといけないかとお感じになって、いつ図面を加工して、いつ新しい図面ができたか、今、お答えできれば教えてください。

(議長)

修正の経緯ですね。はい。どうぞ。

(事務局)

都市計画課長 関根と申します。この計画の4車線を2車線に見直す必要があるというのは5、6年前から話が出ておりました。当然、地元の方々に4車線という事で誓約を既に決めていますから、まずここ3年位かけて、地元の説明をしながら了解をもらいながら、合意形成を図って都市計画の手続きに昨年度位から入って今日に至ったという事で、それなりに時間を要して地域合意を図ってきたという事でございます。

(4番 品川委員)

ありがとうございました。

(議長)

はい。よろしいでしょうか。その他。どうぞ。

(10番 勅使河原委員)

10番 勅使河原です。関連でご質問させていただきます。4車線から2車線に5、6年前からそういう計画が出ているという話でした。一つ確認させていただきたいのは、東日本大震災から3年4ヶ月、白河は特に企業誘致を進め、これから戦略的に復興計画を進めていって、成長戦略に乗せていこうとしている訳ですが、それとこの見直しが上手くマッチしているのかということが一点だけ気になっていました。5、6年前に計画はしたけれど、あと2、3年後にもう一度、見直して車線を増やすことにならないのかなと心配なのですが。ご説明頂ければ。現道を生かしながら、そして、現実的に費用がかからない方法で路線を変更し、車線も見直しながらということは、基本的に賛成なのですが、3年4ヶ月経った復興計画とのすり合わせがこれで将来に渡り、大丈夫なのか、そこだけを確認させてください。

(議長)

はい。事務局。

(事務局)

この白河中央線でございますが、4車線という事で、非常に膨大な事業量が要することで、なかなか進まなかった、進めたくても事業費の問題、地域合意形成の問題等で進められなかったことにおいて、白河市といたしましては、やはり、地域の発展、経済の発展も含めて一日も早く供用開始し、整備してほしいと常々の業務でございまして、そういう面からしても今回4車線から2車線に適正な見直しをすることによって整備に加速がつく、さらには白河の工業団地ともスマートICともアクセスすることによって、市街地に最短で物流を、また、医療関係の面で便利になるという事ですから、白河市の復興計画においてもこの2車線ではあります、一日も早い整備を望んでいる事で間違いございません。

(議長)

はい。他いかがでしょうか。

(11番 荒委員)

11番 荒です。今、伺っていて、大変ご苦労されたと重々承知しているのですが、前回も事業の見直し等で意見を言いましたけれど、その時のポイントは既に合意形成をされて事業計画を成立したものをもう一回見直して、もしかしたら断念するかもしれない、その時には将来世代にどういうメリットがあるのかの説明が一番重要だという趣旨だったと思うのですが、いろんな意味でやはり、19年の経過はあるにしてもあまりにも大きな震災があったわけですから、基本的に、本当に何が必要なのかをやはり、将来、どのように理解されるのか。大変ご苦労ある中、このようなことを言うのは言いにくいですが、やはり将来の為にぜひ新しい計画に関して検討願います。

(議長)

要望という事ですか。はい。他いかがでしょう。では、私の方から資料1の4ページで、①～⑦の四角の中に書いてありますが、②の幅員の変更というのはこちら側にはないのですが、これは全部2車線だということの意味ですか。そしたらどこかに②というふうに入れておかないと、こちらに入れてこちらはないと①が2つあるものですからどちらか②の間違いいではないかと思われてしまいますのでその辺のところ。

(事務局)

修正させていただきます。

(議長)

それからもう1つ、議案書の3ページのところの真ん中あたりの赤い字、2車線4車線と書いてあるのですが、今回係るところのうちの2車線部分のところという理解でいいですか。今回この道路2車線にするということを聞いていますが、車線数の内訳ちょうど真ん中あたり2車線約5,740m 4車線約2,870mということですが、今回、かかっているのは、このうちの2車線5,740mの中に入っているということですか。

(事務局)

そうです。今回は約100m区間だけの変更なので。2車線のところだけです。

(議長)

これは西郷搦目線全体の長さですか。

(事務局)

そうです。全体の長さです。

(議長)

それが合わせると8,500m位で、そのうち2車線が5,740mで、今回協議しているのは、このうちの2車線の中に入っているという理解ですか。

(事務局)

そうです。

(議長)

わかりました。他によろしいでしょうか。はい。それでは他にご意見がございませんので、資料の作り方について、いくつかご意見がありましたので、今回修正しない部分もありますけど、次回改善をしていただきたいと思います。それでは、議案第1981号について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

(議長)

ご異議なしと認め、議案第 1981 号「県南都市計画道路の変更について」は、原案通り同意するという事に決定いたします。

それでは、次の議案に移らせていただきます。

議案第 1982 号「特殊建築物の敷地の位置について」事務局より説明願います。

(事務局)

それではまず、建築基準法第 51 条ただし書きによる許可について説明を行いその後、議案書について説明いたします。スクリーンをご覧ください。お手元の資料では資料 2 の 1 ページをお開きください。

建築基準法第 51 条では、「都市計画区域内において、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」との記載があります。「ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し若しくは増築する場合においては、この限りではない。」とされています。

2 ページをご覧ください。建築基準法第 51 条で定める「その他政令で定める処理施設」とは廃棄物処理法施行令第 5 条に規定する「ゴミ処理施設」及び同令第 7 条に規定する「産業廃棄物処理施設」がございします。どちらも、一日あたりの処理能力が 5t を超える施設が対象となります。廃プラスチックや木屑、がれき類の破砕施設は同令第 7 条に規定する「産業廃棄物処理施設」となります。

3 ページをご覧ください。産業廃棄物処理施設の設置に関する必要な手続きは、左側の県の地方振興局で審査する「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」いわゆる「廃掃法」による許可と、右側の建築基準法第 51 条による「都市計画における敷地の位置の決定又は、ただし書きによる敷地に位置に関する許可」が必要でございします。

4 ページをご覧ください。都市計画上の支障の有無については、以下の 4 つの視点があります。1 つ目は、都市計画マスタープランとの整合、当該市町村の都市計画マスタープランの内容と著しく乖離しないこと。2 つ目は、土地利用計画との整合、こちらは土地計画利用上の支障がないこと。原則として住居系を避け、工業系用途地域とする。3 つ目は、都市計画施設との整合、道路、公園等の都市計画施設に支障を与えないこと。4 つ目として市街地開発事業との整合、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地開発事業に整合していることの 4 つがあります。

5 ページをご覧ください。本議案の施設の位置ですが、県中都市計画区域の須賀川市の北部森宿地区に位置いたします。

6 ページをご覧ください。本議案の施設の位置であります。須賀川市を縦断いたします、国道4号の東側に位置してありまして、敷地面積26,480.26㎡に産業廃棄物施設を設置するものであります。なお、規模、施設概要、施設の配置等につきましては、特定行政庁である福島県の建築指導課より説明いたします。

(事務局)

建築指導課の新関と申します。よろしくお願いたします。私の方からご説明させていただきます。

7 ページをご覧ください。会社の概要でございますが、社名、株式会社釜屋、代表者、代表取締役近藤宏樹、本社所在地、須賀川市森宿安積田1番地1、現在の事業であります。金属スクラップのリサイクル及び産業廃棄物の中間処理となっております。今回、整備いたします産業廃棄物中間処理施設の概要ですが、施設名、株式会社釜屋本社工場、所在地、須賀川市森宿安積田1番地1、外20筆、敷地面積、26,480.26㎡、建物面積、5,922.88㎡の処理施設であります。破砕施設(破砕機)の処理能力、①廃プラスチック類につきましては、32.8t/日 ②木屑108.86t/日 ③がれき類79.2t/日 ④金属くず92t/日 ⑤ガラスくず、コンクリートくず、陶器くず135.2t/日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の許可対象施設ですが、廃プラスチックの破砕処理施設は一日当たり処理能力5t/日を超えるもの、木屑、がれき類の破砕処理施設は一日当たり処理能力5t/日を超えるものになっておりますので、今回申し上げます①及び②、③が該当する施設となっております。中間処理材の種類及び流通については、受入品につきましては、金属くず、非鉄くず、金属くず及び廃プラスチック類等の混合廃棄物、廃自動車プレス品、廃家電類等でございます。出荷品としましては、これらをリサイクルいたしまして製鉄原料、非鉄原料、リサイクル出来ないもの、残渣くずとなります。

続きまして8ページをご覧ください。敷地配置図についてご説明いたします。今回、新設する施設につきましては、緑色で示しております。赤の矢印で破砕機の下に四角でありますのが、油圧ユニット室、その下にありますのが電気室及び操作室、その下が矢印で書いてありますが破砕機、その下が磁選機室、これは磁石で選別するものとなっております。その左隣ですが、西側の四角い小さなものですが、鉄の手選別室、手で仕分けするものです。その上の鍵状の建物は非鉄選別棟、その上がダストヤード棟となっております。その西側にピンクの建物がありますが、こちらは、非鉄倉庫棟となりまして、今回新設する倉庫となりまして産業廃棄物処理法に該当しないため、建築基準法第51条の対象

外となっております。既にある建築物につきましては、青色で示してあります。一番小さな建物が事務所棟となっております。その上の大きなものがスクラップヤード棟、一番右側にあるのが解体ヤードとなります。この既存の施設につきましては、建築基準法第 51 条の対象外の施設となっております。続きまして、9 ページをご覧ください。現地写真であります。搬出入路の写真であります。写真 A は国道 4 号から見た搬入口であります。写真 B につきましては、搬入口から見た場内搬出入路です。写真 C は場内から見た敷地北側が接します市道側の搬出入口です。

10 ページをご覧ください。搬入導線図でございます。敷地西側の国道 4 号北側の市道から入りまして計量器 1 を通りまして、産業廃棄物が積んだトラックが進入してきます。破碎処理のいらぬものについては北側のスクラップヤード、プレスルーム、解体ヤードに向かいます。破碎の必要のあるものにつきましては、今回の建屋であります粗破碎機、破碎機に向かうようになります。

11 ページをご覧ください。リサイクル品を搬出させる時の搬出導線図ですが、北側スクラップヤード、解体ヤード、南側の非鉄倉庫、計量器 2 を通りまして、西側国道 4 号それから北側市道へと搬出されるようになります。以上で私からの説明を終わらせていただきます。

(事務局)

12 ページをご覧ください。

先程、説明した 4 つの視点から、当該施設の状況について説明します。まず、市町村都市計画マスタープランとの関係ですが、須賀川市のマスタープラン上、当該地区は、新市内地区の森宿地区に位置し、方針は、工業団地などの産業拠点、北部工業団地に位置づけられておりまして、マスタープランと整合しており、支障はありません。次に、土地利用計画との関係ですが、用途地域としては「工業専用地域」として設定されており、こちらも支障はありません。次に都市計画施設との関係ですが、当該地に道路、公園、下水道などの新たな都市施設などの計画はないので、支障ありません。最後に、市街地開発事業との関係についても、当該地に事業計画はありませんので、支障はありません。したがって、都市計画上の支障は無いと考えております。以上で資料の説明を終わります。

次に 議案書の説明を行います。

議案書の 7 ページをお開きください。議案番号第 1982 号 特殊建築物の敷地の位置について、本議案は、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、次の特殊建築物への敷地の位置について、都市計画上の支障の有無を審議するものであります。なお、名称、位置、面積、用途については、先程資料で説明し

ましたので省略させていただきます。申請理由につきましては、当該施設は、廃プラスチック類、木くず及びがれき類の破碎処理施設を設置するにあたり、稼働時間が1日あたりの処理能力が5 tを超えることから、建築基準法第51条ただし書の許可を得ようとするものです。当該地の都市計画制限として、区域区分は市街化区域、用途地域は、工業専用地域に指定されています。以上で説明を終わります。

(議長)

それではご質問ご意見伺いたいと思います。いかがでしょうか。はい。どうぞ。

(10番 勅使河原委員)

10番 勅使河原です。都市計画審議会上の都市計画上支障についてはわかりました。こういうことであれば、支障がないという事で提案されてきたことでしょうか前提となる問題として確認させてください。木屑1日100 t以上の処理になるとまず考えられるのが運搬対策、それとこれだけ3年4ヶ月経ったといえども、まだまだ放射性物質の搬入搬出の処理というのが近隣の住民の皆さんが不安という事にも繋がっていくだろうと思います。だから、入口と出口の所の線量の確認チェック、搬入搬出ですね。これらの監視体制チェックはどこでなされるのかここを教えてくださいたいと思います。

(議長)

はい。事務局

(事務局)

建築指導課の新関です。私の方から説明させていただきます。釜屋さんにお聞きしたところ、やはり放射能の問題これについてはかなり慎重に扱っております。先ほど入ってくる場所の計量器1、搬出路の計量器2の所がありましたが、そこに放射能の測定器を設置して、入ってくるもの、出ていくものについて計量しているという事です。ただ、受け入れ先といたしまして、プラ以下であれば受け入れも可能という所が、法律的に決まっているものではなくて、各受け入れ先の自社基準によって、それは決めているという事でした。そこは苦労されてやっていると。

あと、粉塵対策に関しましては、今回は釜屋さんの営業方針といたしまして、今は金属類をやっております。能力的に木屑だけ処理した場合についてはこれだけの能力があるようなのですが、メインとしては金属くず、それから木屑と

書いてありますが、混合ガラ、いろんなものが混ざっているものがあるという事で、この能力すべて木屑を処理するという考えはないようです。ただ、粉塵対策につきましては、敷地が広いこと、工業専用地域であること、そういったことで対応できる見解を持っているようです。以上です。

(10番 勅使河原委員)

10番 勅使河原です。なぜ、粉塵までお伺いしたかという、放射能対策の中で、どこで監視チェックするのか、それを公表できるのかという事で、会社に一元的に全部お任せということなのか、という事をお聞きしたかったんですが、自社の厳しいチェックの中で、搬入搬出を管理しているという事で、それはわかるのですが、事業所内に例えば、市町村又は第三者機関が定期的に管理監督できるような体制になっているのかどうなのかという事を一点お聞きしたかったという事でございます。よろしく願いいたします。

(議長)

はい。どうぞ。

(建築指導課)

今現在、法律での第三者機関がチェックする体制はないようであります。

(議長)

はい。どうぞ。

(17番 宮本委員)

17番 宮本です。この業者の方が、今までは建築基準法に抵触しない規模で処理をしていた。中間処理もされているわけですけど、どれくらいの処理能力で今まで業務をされていたのかという事と、これだけ大きな規模の処理能力を持った施設を作ろうという場合に、相当受け入れ搬入してくる搬入元ですよ。どの関係で見通しがあって、これだけの設備投資をすることになるだろうと思うのですが。今、勅使河原委員からもお話があったように何処からどういうものが搬入されてくるのか、住民にとっては関心の高い問題なんだろうと、しかし、その基準は受け入れ業者が自主的に判断をするものだという説明ですよ。それだけでいいのかなという心配を実はお話を聞いていて率直に私は持ちました。これをどういう風な形で住民の皆さんに情報提供されていくのか気にはなるところですので、今、どういうものが処理されていて、それに対する放射線の線量はこうなっていますよという事を公表できることになるのか、この

辺の少し流れを要求された時にどういう形で公表できるのか、その辺のところをお聞かせください。

(議長)

はい。事務局

(事務局)

まずは、今の既存の処理能力であります。今の処理能力につきましては破砕処理施設は一切ありません。それで大きな鉄くずを大きく裁断するものと、空き缶などを圧縮するだけの施設であります。破砕処理能力については、今のところありません。今回、建築するものについては、廃自動車やエンジンを除いたボディのみの鉄くずであります。それから家電リサイクル対象以外の家電、廃家電そういったものの金属ですね。これについているプラスチックや木がありますから、混合がらの受け入れになります。ですから、これからの需要というものは、自動車のボディ、廃家電、家電リサイクル対象以外の家電、そういったものの需要が増えるという事を見込んで、この施設の業務の拡大をしたい。それから、住民の方への情報提供であります。どこからどういうものが入ってきて、放射能のレベルがどのくらいなのか。

この件につきましては今、そういった法律がなく、釜屋さんについても行政庁と打ち合わせをしながら進んでいるということなので、決して法律がないから公表しませんという態度をとっているわけではありませんので、それは今後、行政機関の指導に従うことと思っておりますので、今、どのように公表していくかという考えは持っていないようですが、そういった指導には従うと考えているという事は聞いております。

(議長)

はい。いかがでしょう。どうぞ。

(17番 宮本委員)

そうしますと、まず、半分の段階で線量の測定はやっている。という話でしたよね。だとすれば、公表できる資料そのものは、事業者としては持っているというわけになるので意見として求められれば、それは積極的に出してほしいという指導はしていただいていると思います。

廃掃法の中で、放射能をどうするのかという規定は無いわけですが、原発事故によって心配しなくてはならない状況が生まれてしまったという事で、どういう整理が必要なのか、どういう情報開示が必要なのか、当然、考えなければならぬであろうと思っております。そういうことも含めて住民にとって安心でき

るような条件を同時に整理しながら施設についても許可していくという考え方が必要なんだろうと思います。だから、前の時も言ったような気がするんですけど、やっぱり原発事故が起きてしまったことが原因で、その周辺の住民の不安解消に何が必要かということで、新しい要綱を作るとかですね、何らかの整備が求められているのではないかなと思うのですが、県としては新しい状況にかみ合ったようなものを検討されているのかどうか。

(議長)

はい。県として検討しているのかどうか。いかがでしょう。

(事務局)

建築指導課としては、今のところそういった状況はありませんが、環境部局と深く関係しますので、その辺については協議をしていきたいと思います。あと今回事業主さんの考え方なのですが、入ってくるものについての放射線レベルなのですが、これについては毎時0.04~0.1 μ シーベルト以下にすることでとりあえずは動いているという状況です。以上です。

(議長)

はい。他いかがでしょうか。はい。どうぞ。

(4番 品川委員)

4番 品川です。この審議会は今、諮問されている、建築基準法第51条にあたるかの話で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の審議ではないんですよね。ですから、事務局の回答は、廃掃法と環境関連4法等、いろいろあるとは思いますが、全部クリアしているのか、してないのかをお答えいただければいいのではないのか。

それと、この審議会では、他の関連法に合ってなくても建築基準法にあっていれば異議なしという事なんですか。それとも他の法律もクリアしていないと審議会では異議なしとは言えないのでしょうか。

(議長)

はい。

(事務局)

この案件はですね。建築基準法第51条の他に平行して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で施設の設置許可が同時平行で動いております。建築基準法第

51 条の許可につきましても廃掃法の設置許可が下りなければ下ろさないという
か、両方許可になるような方向で進めております。

(4 番 品川委員)

関連法は全てクリアになるとお答えになればそれで済むかと。

(議長)

はい。どうぞ。

(13 番 縄田委員)

縄田の代理人の原田でございます。一つご質問なのですが、今回はあくまで建築基準法第 51 条のただし書きの許可でございますが、それとは別に申請者は近隣住民へのパブコメとか開発許可がどうなっているかわからないと思うので教えていただきたい。

(事務局)

開発許可につきましては、都市計画の開発許可につきましては、申請されて造成が始まっております。この造成が終われば完了報告となり動いているところです。それからもう一つにつきましては、廃掃法の施設の設置許可手続き、これについても本施設の概要報告されておまして支障ないという事で動いております。

(13 番 縄田委員)

開発許可が下りているということは、近隣住民への説明もすでに済んでいると理解しました。その時に、近隣住民から質問や意見は出てこなかったのかな。わかる範囲でいいのでお教えいただけますか。

(議長)

はい。事務局

(建築指導課)

近隣住民への説明につきましては、この施設の概ね半径 300m のところの方々に、この事業についての個別訪問をして説明をしております。住宅については 1 軒の方、工業専用地域ですからほとんど事業者ですから事業者の方々、3 事業者の方々に説明しておまして、特に意見はなく、了承していただいている様です。

(議長)

はい。どうぞ。

(13 番 縄田委員)

もう一点だけ確認させていただきたいのですが。設置許可はここで廃掃法による設置許可、県の環境審議会の方で整理されると理解してよろしいのか。

(議長)

はい。事務局

(建築指導課)

この案件につきましては、環境審議会の方には諮られない案件だと聞いております。

(議長)

はい。どうぞ。

(13 番 縄田委員)

これだけの施設であれば、県の環境審議会で議論されても良い案件ではないかと思っております。ただし、今の社会の産業の流れから行くところというリサイクル産業は、新しい都市産業的な意味合いもありますので、産業として、これから立派に形成させていかないといけないと私も思っていますので、この辺の手続きをきっちりやっていただけたら、実に新しい産業として重要な日本の産業の一つになりますので、この辺をしっかりとやっていただけたらと思います。

(議長)

はい。他、ご質問ご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは他にご意見がございません。議案第 1982 号について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、議案第 1982 号「特殊建築物の敷地の位置について」は、都市計画上支障なしといたします。

次に、報告事項に入りたいと思います。次第の 3 番、報告事項の (1) にあります、第 167 回福島県都市計画審議会に付議され、告示された案件について、

事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

それでは報告いたします。議案書の 8 ページをご覧ください
第 167 回福島県都市計画審議会に付議された案件は、次のとおり告示および公告されました。

議案第 1958 号、議案名、いわき都市計画道路の変更について、告示年月日、平成 26 年 4 月 1 日、告示番号、福島県告示第 221 号、この議案は「東日本大震災復興特別区域法 第 48 条第 8 項の規定による告示であります。

次に都市計画区域の再編の議案が 3 件ですが、議案番号、議案第 1959 号、議案第 1960 号、議案第 1961 号、議案名、二本松都市計画区域、本宮都市計画区域及び岩代都市計画区域の変更について、喜多方都市計画区域の変更について、会津坂下計画区域の変更について、公告年月日、平成 26 年 5 月 27 日、公告番号、福島県公告第 154 号、156 号、155 号であります

次に都市計画区域マスタープランの見直しについての 15 議案ですが、議案番号、議案第 1962 号から 10 ページの第 1976 号までの 15 議案、こちらにつきまして、議案名が県北、霊山、川俣、二本松本宮、9 ページの県中、田村三春小野、石川、県南、会津、会津高田、会津坂下、喜多方、猪苗代、西会津、10 ページの南会津の 15 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてでございます。告示年月日、全て平成 26 年 5 月 27 日、告示番号、福島県告示第 322 号から 10 ページの第 336 号までです。

次に 10 ページをお開きください。都市計画区域区分の変更ですがまとめて報告させていただきます。

議案第 1977 号、1978 号、1979 号議案名、県北都市計画区域区分の変更について、県中都市計画区域区分の変更について、会津都市計画区域の変更について、告示年月日、平成 26 年 5 月 27 日、告示番号、福島県告示第 319 号、320 号、321 号であります

以上で報告を終わります。

(議長)

ただいまの報告に関して、ご質問等ございますでしょうか。報告事項ですので審議にはなりませんので、ご注意ください。

(11 番 荒委員)

11 番 荒です。前回は第 1980 号の特殊建築物の敷地の位置についての話がありましたが、それが載っていないというのは、どういう事でしょうか。

(議長)

はい。前回の議案第 1980 号が載っていないのはなぜか。という事です。

(事務局)

あれは許可案件でございまして、告示案件のみ報告させていただいております。

(11 番 荒委員)

もう一つ。前回最後にパブリックコメントのことで公聴会と県民の意見を集約するという他の方法のお考えはないのですかと質問したのですが、それに関してはいかがですか。

(議長)

今日、報告された事項のパブリックコメント。

(11 番 荒委員)

今日、報告ありました 15 件、マスタープランの基本計画について前回審議されたんですけど、その時に私も最後にパブリックコメントで県民の意見を集約するのはパブリックコメントというような今ある形式以外の県民の意見・要望を集約するという方法を検討してみませんかと同ったんですけど、それについてはいかがですか。

(議長)

この報告事項ではなくて、その他という取扱いでよろしいですか。報告事項については、これでよろしいですか。それでは、その他ということで、前回、基本計画の案件でのご質問です。

(事務局)

前回の 3 月審議会に出席していたのですが、そういう認識がありませんでしたので、確かに都市計画の案について住民の方々、県民の方々に広く周知をしていくことは大事な事とは思いますが、いろんな手法を、引き続き検討をしていきたいと思いますが、ただ一般的にパブリックコメントという事で、いろんな計画を策定する段階で、パブリックコメントという手法を使っておりますので、特別この都市計画の手続きに関して他の計画に比べて県民周知は足りない、不足しているところではないと思うので、他のいろんな計画策定における

県民の周知を研究しながら引き続き検討していきたいと思えます。

(議長)

はい。それではですね。前回の議事録を確認していただいた上で、報告すべきだという判断が、事務局であれば、次回の審議会で、その他事項で報告願いたいと思えます。そういう扱いでよろしいですか。

(11番 荒委員)

はい。ありがとうございます。この審議会の委員でいらっしゃる方が県のインタビューで市民の意見をどうやって聞き取るかという話をされてきました。その方は著名な政治学者ですけども、その方は、現在も実際に行動されており、実際に市町村と行動されている、そういう話で市民の声をいかに聞き取るかは、会話とおっしゃっていました。今日も仙台放送や深夜になりますけども、私はやはり要望が上がらないというのは、こういった甚大な被害をうけた地域だからこそ、余計にあることだと思えます。

ですから、きめ細やかな普段の生活に戻りたいという事が基本ではありますが、それに向かって着実に何ができるのかという事を直接、ここに意見を出します、というような形式ではなくて着実に要望が入ってくるように、受け取れるようないろんな努力を積み上げていくという事が必要かと思えました。テレビ番組を観て思いました。という事で追加させていただきます。

(議長)

先程も言いましたけど、前回の議事録を確認していただいて、答えるべきところは報告すべきであって報告していなかったということであれば、次回報告していただきたいと思えます。

(17番 宮本委員)

もう1点ですけど、双葉の都市計画区域マスタープランをどうするか検討中ですよ。それで、中間貯蔵施設は先行して造らないといけないということで、動いている訳ですけど、この施設の整備に関しては 都市計画上はどういう手続きが必要になるのかだけ、お知らせください。

(事務局)

施設の構造とかで変わりますので、現段階では分かりません。

(17番 宮本委員)

かなり大規模なものが作られることになりますよね。国が自治体に要請した物は移転の規模も提示されたわけですよね。そのとおりになるかは別ですよ。しかし、そういう契約で、いずれにしても国は来年の春からは稼働させたいなと言われているわけですよね。

だから、何の手続きもないのに、来年の春から使えるようにしたいと、いきなり出てくるのだろうかという疑問を率直に持つわけですよ。だから、これは当然、手続きが必要になってくる訳で、国もそんな無責任なこと言えるのだろうかとは私は思っているものですから、これからどういう手続きになるのかだけは確認したいと思っていました。

(議長)

さらに言えば、この都市計画審議会にどのような形でかかるのか、かからないのか。

(事務局)

都市計画課 関根です。都市計画審議会にかかるのか、かからないのかを含めて都市計画法だけの話ではなくて農地法と立地法、いろいろな法律が深く関わってくると思いますから、どういう施設かによって、都市計画法も関わってくるかと。単に造成だけでは関わりませんが、その辺もいろいろな関係もしっかりと調整し、情報を共有しながら、進めていくようになると思います。

(17番 宮本委員)

随時、状況だけはお知らせください。

(議長)

施設を造る時にかかる。他。どうぞ。

(4番 品川委員)

品川です。今、荒先生がおっしゃっていた某市長は、私でありまして、ここで回答は結構なので、お願いですけど、市町村長の代表として、出席させていただいて、お願いしたことをそっくり我々の共通課題ということで聞いております。例えば、市にパブコメを求めたと、その時に出した資料これだけだと、意見の言いようがない。私もすぐ近くに県道ができると、候補地を選ぶ人にとってはいい図面かもしれないけど、できた後どういう地形になるのか、できた後の市にとって、どうなのか。わからないですね。この図面では分かりにくい。

例えば、グーグルマップもありますし、国土地理院の情報もありますし、市民に意見をどういう情報提供するか、見てわかる事の出来る情報を提供する。数年前に国土交通省が示された説明責任、そこではこういう図で良かったかもしれないけど、これだけ情報技術、ハイテク技術が工夫されていますから、三次元プリンターができたり、地理情報がどこまで三次元技術が活躍できるかわかりませんが、是非、見てわかる情報、意見が言える情報提供を県の目標にしていただければ。できればこういう総括図も「総括図クラウド」、各市町村も都市計画審議会を持っていますから、そこで県のモデル資料を各市町村でもできるような「福島県クラウド」を作っていただけるとありがたいな。と思います。

それから、産業廃棄物について周辺は300mとお話が出ましたが、それでいいかどうかですよね。須賀川市、郡山市が隣接市だからということではないですけども、福島県の置かれた環境において広域的なデータをどこまで提供するか、しかも、それが市民にわかる形で、どう情報提供するかという事も合わせてご検討ください。

それから、道路の幅員構成もmmですね。20m未満。mmまで表示がいいのか。また、この $i = 2.00\%$ 、何のことだろうか。私たちにはわからない。常に一般市民の理解可能な範囲でよろしいのではないかと。あとは、県道国道の道路の行先ですね。地名がそこに住んでいる人しかわからない。例えば、西郷搦目線、白河に住んでいる人でも、新しい人はわからない。私は道路標識が非常に大事だなと思いましたのは、避難してきている人の避難誘導の時に全く郡山のことを知らない人に「あそこを曲がって、ここを曲がると何々線ですよ。」という答えに、ある程度の方向感覚がないと道案内もできない。道路が単に日常の道路のためだけではなく、誘導のため、非常時のことを考えますと始点と終点の書き方のモデルを作っていただくと、市道について書くときも大変ありがたいのかなと思いますのでご検討いただければと思います。あと、19ページの道路の停車帯、記載しているのは、街灯ですか。以上です。

(事務局)

まず、図面表示については確かに徹底されていませんし、パーセントは非常に専門的なことで、わかりにくいと思いますから、十分工夫して誰が見ても、イメージが湧いて分かるような工夫をしたいと思います。あと図面の方は、これはなくてもいい線であり、おそらく既存の住宅がこの上にあつたくらいの話です。あと停車帯というのは市街地の中の荷捌き車を止めて、商店に荷物を降ろしたり、積んだりという事で、市街地においては停車帯というものを2mであつたり、この1.5mというのは一番狭い停車帯で通常ですと2m程度です。

(4番 品川委員)

その下のパイプのようなもの、街灯のパイプですか。

(事務局)

側溝でございます。

(4番 品川委員)

今、集中豪雨の時でございます。もう少し、側溝を大きくしていただけると、あと、ごみも詰まっていますので 清掃しやすいかと。回答をいただければ。以上でございます。ありがとうございました。

(議長)

貴重なご意見いただきました。県の都市計画課は先導モデルを作らなければならないというご指摘でしたので、受け止めていただきたいと思います。他よろしいでしょうか。それではその他という事なのでご意見をいただきました。本日は十分審議いただきまして、誠にありがとうございました。

(事務局)

長時間にわたり、熱心な御議論をありがとうございました。以上をもちまして、第168回福島県都市計画審議会を終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

なお県庁外来駐車場をご利用されている方は、会場入口において無料処理をしておりますので、ご利用ください。

(開催時間 1時間55分)

以上の通り相違ないことを証します。

7番 加藤 満喜子

19番 山口 乃子